

## 株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書

\_\_\_\_\_（以下、甲という）と野村証券株式会社（以下、乙という）は、 年 月 日付の「株券等貸借取引に関する基本契約書」（以下、基本契約書という）について以下のとおり合意する。

### 第1条

- （1）基本契約書第2条第1項の定めに従い、個別取引を行うに際し個別契約により合意した事項を確認するため、個別取引契約書の作成に代えて、乙が株券等貸借取引に関する基本契約書に係わる個別取引明細書（以下、明細書という）を作成し甲へ交付するものとする。
- （2）甲は、交付を受けた明細書をすみやかに確認し、締結した契約内容と相違がある場合には直ちに乙へ連絡するものとする。

### 第2条

- （1）甲乙間の株券等貸借取引において、借入者が社債、株式等の振替に関する法律第151条第2項第1号及び社債、株式等の振替に関する命令第21条に定めるところにより特別株主の通知の申出を行うことを条件とする貸出が行われる場合、借入者はその条件に従い特別株主の通知の申出を行う。但し、貸出者に基本契約書第10条に記載する事由のいずれかが生じた場合、本条の規定にかかわらず、借入者は貸出者の同意を得ることなく当該特別株主の申出内容の変更を行うことができる。
- （2）前項の規定に従い、借入者が特別株主の通知の申出を行って借入れる場合、基本契約書第7条に関する貸出者としての権利を貸出者は放棄し、明細書に記載される配当金相当額計算比率は0%とする。

### 第3条

本合意書と基本契約書又は甲乙間で 年 月 日付締結の「株券等貸借取引に関する基本契約書付属覚書」との間に内容の不一致がある場合には、本合意書の内容が優先するものとする。

以上の条項を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙各々の代表者（個人の場合は本人）が記名押印し、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地又は住所

名称又は氏名  
(法人の場合は代表者氏名)



乙 野村證券株式会社

